

学校給食と飲用牛乳について

1 給食における牛乳の意義について

学校給食法第2条において、学校給食の目標が規定されており、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることとされている。その目標を達成するためには、学校給食実施基準により定められている栄養区分（カルシウム）を補う飲用牛乳の提供は必要不可欠である。

また、当区は学校給食法施行規則第1条に規定されている完全給食を実施しているが、同規則第2条において、完全給食の定義が示されている。その定義である給食内容は、パン又は米飯、ミルク及びおかずと規定されているため、飲用牛乳は学校給食に欠かせないものとなっている。

2 給食における牛乳の費用について

学校給食用パン及び牛乳の供給要綱第6条において、牛乳の供給価格は東京都知事が定めると規定されており、毎年2月頃に決定されている。その後、国からの補助金額が確定され次第、保護者負担額が示されることになっている。

（令和元年度）供給価格：51円9銭、保護者負担額：51円3銭 ※税抜金額（以下同様）

（令和2年度）供給価格：52円38銭、保護者負担額：52円32銭

（令和3年度）供給価格：52円89銭、保護者負担額：52円82銭

3 牛乳パックの仕様変更について

令和4年度からストローを使用しない学校給食用牛乳紙パック「School POP®」が導入されている。持続可能な社会の実現に向けては、プラスチックストローの削減について理解を深め、大量のプラスチックごみが発生している現状を変えていく必要がある。学校給食における飲用牛乳を通じて、新しい紙パックは環境問題に対する児童・生徒の意識付けを図ることも期待される。

なお、ストロー差込口は継続されているため、学校の状況に応じてストローの使用は可能である。

4 アレルギー対応について

国及び東京都のガイドラインに基づき、当区では「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を作成し、全ての学校で統一的なアレルギー対応を実施している。

具体的には、給食で使用する食材から食物アレルギーの原因食物を取り除いた除去食を提供することにより、安全性を最優先にして取り組んでいる。

飲用牛乳においても、アレルギー対象児童・生徒の手元に行き届かないよう、調理員・栄養士・教職員・本人の連携を密にして毎回除去対応を行っている。